

## 習志野市バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

### (設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づくバリアフリー対策に関して、習志野市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という）を策定するために「習志野市バリアフリー基本構想策定協議会」（以下「協議会」という）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 重点整備地区の位置及び区域に関する事。
- (2) 生活関連経路及び生活関連施設の選定に関する事。
- (3) ソフト施策に位置付けるべき事項及びその体系化に関する事。
- (4) 特定事業に関する事。

### (組織)

第3条 協議会は、30名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共交通機関等の代表
- (3) 福祉関係団体等の代表
- (4) 商業関係団体の代表
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市の職員

### (会長等)

第4条 協議会に会長及び副会長それぞれ1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から基本構想の策定が完了する日までとする。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が召集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

### (会議の事務)

第7条 協議会の事務は、都市整備部都市計画課において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年7月16日から施行する。

### (協議会召集の特例措置)

- 2 第6条の規定にかかわらず第1回会議は市長が召集する。

【参考】

習志野市バリアフリー基本構想策定協議会構成員

1	(1) 学識経験者 ハード部門
2	ソフト部門
3	(2) 公共交通機関等の代表 東日本旅客株式会社 千葉支社
4	京成電鉄株式会社
5	新京成電鉄株式会社
6	京成バス株式会社
7	習志野新京成バス株式会社
8	ちばレインボーバス株式会社
9	習志野市内を営業区域としているタクシー事業者等
10	(3) 福祉関係団体等の代表 習志野市あじさいクラブ連合会
11	習志野肢体不自由児・者父母の会
12	習志野市視覚障害者福祉協会
13	習志野市聴覚障害者協会
14	習志野障害者ネットワーク
15	習志野市母子保健推進員の会
16	習志野市社会福祉協議会
17	(4) 商業関係団体の代表 習志野商工会議所
18	習志野市商店会連合会
19	(5) 関係行政機関の職員 国土交通省関東運輸局
20	国土交通省関東地方整備局
21	千葉県県土整備部
22	千葉県警察本部
23	習志野警察署
24	船橋市
25	(6) 市の職員 企画政策部長
26	財政部 資産管理室長
27	保健福祉部長
28	都市整備部長